

江帥

太宰帥大江匡房の傳記なり。匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記したり。この書も、今傳はらず。

女院后宮尙侍 一卷

女院、三后、及び内侍司の尙侍の事歴を記したるものなり。女院の事は、女院次第、及び群書類從に收めたる女院小傳、女院記あり。后宮の御傳記、及び尙侍の事を記したるものは、今傳はらず。

一七官位

内外諸司補任帳

一 京官地方官の補任を記録したるものなるべし。今傳はらず。

同歴名帳

今傳はらねば、明ならねど、内外官諸司の官と、姓名とを列記したるものなるべく、蓋し群書類從に收めたる歴名土代の類ならんか。

神祇官補任帳

内閣一本、前田一本、圖書寮一本、徳富本、松井本、家藏一本等、この次に、神祇官歴名帳を載せたり。

神祇官の伯、大少副祐、史等の補任を列記したるものなるべし。今傳はらず。古書に引きたるものも見えず。

公卿補任

大臣以下參議以上、三位以上を列記して、その敘任を註記したるものなり。上は神武天皇より記して、持統天皇までは、御代毎に列記したり。文武天皇元年以後は、年毎に列記し、年々書き繼ぎして、明治元年に至れり。この中、後深草天皇寶治元年、及び建長四年より、正元元年に至る九年の間、後醍醐天皇の正中元年等、缺逸したるところあり。但しこの書は、もと公卿傳と稱して、五卷ありしよしにて、卷頭に左の序文あり。即ち

公卿傳序、蓋上古風淳、化民以德、雖有輔弼、猶無官名、後世漸澆、莅人以禮、始分職務、遂建台司、於是任重棟梁、効深舟楫、上輔元首、下撫黎蒸、用能安上治民、時康世泰、實知燮理之德盛矣、獻替之功大焉、但以古今異名、興廢殊勢、若不溫故、何能知新、是以遠尋舊史、傍掇前脩、爲公卿傳、勒爲五卷、編君臣之歷運、比漢地之年代、舉門地而顯汚隆、陳政迹而載興廢、聊爲手集、以備遺忘、輒事求古、還慙課拙云爾、

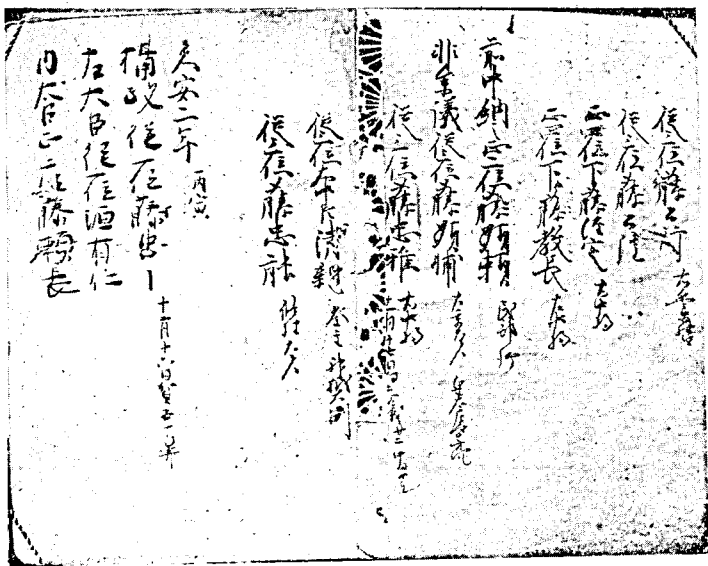
その「聊爲手集、以備遺忘、」とあるによれば、私撰のものにして、官府の記録にあらざる事を知るべし。且つ「編君臣之歷運、比漢地之年代、舉門地而顯汚隆、陳政迹而載興廢、」とあれど、本書は、たゞ毎年官次によりて列記し、各自叙位任官を掲げ、初叙初任のところに、父母、及び前々の官歴を擧げたるのみなれば、序文にいへるものとは、體裁同じからず。されば、この補任の外に、私撰にかゝる公卿傳と稱したるものありしを、何人か、その序文をこの補任の卷首に附し、やがて、この補任を公卿傳の別名としたるものならんか。本書寶龜二年の條、大納言正三位藤原魚名の下に、「三月十三日任、不經中納言、元參議左京大夫、兼中務卿、公卿傳云、是日任中納言、九月任大納言、或者不經中納言、」とあるによれば、公卿傳と稱するものは、この書と同じきものにあらざる事を證すべし。また萬葉集時代難事に、「公卿傳云、大伴宿禰安麻呂、慶雲二年、平城朝任大納言云々、」とある文の、この書に見えざるにても知るべし。なほ續日本後紀承和七年七月藤原三守薨去の條に、「見公卿傳」と記し、同十五年正月橘氏公上表の條に、「事具公卿傳、」とあるによれば、公卿傳は、貞觀を下らざるものなり。

この書の事は、長徳元年四月五日、小野宮實資が閲覽し、寛弘八年七月卅日、實資、内大臣公季と、貞信公忠平の太政大臣に任せられたる年代を論じて、「予云、以公卿補任可決、左府被遣御宿處、被見之處、果有予言」と小右記に見えたり。以てそれより以前のものなるを知るべく、通憲入道藏書目錄には、「公卿補任九帖」と記せり。なほこの書を通覽するに、陽成天皇の頃までは、公卿以前の任官、及びその他の事歴は、他書を參取したるところあり。或は後人が、頭書したるもの、註記したるところ頗る多く、異同を

示したるものも尠からず。いつの頃、何人の記入したるものか、明かならず。引載したるものに、一書、

或本、小野宮本あり。國史、萬葉集、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、日本紀略、扶桑記、皇代記、藤原本系、公卿傳、家傳、辨官補任、藏人補任、受領補任等の諸書あり。

この書の古寫本は、藤原俊成、定家父子の手寫したるもの最古く、伯爵冷泉爲系氏の所藏にて、二帖あり。一帖は、保延六年より承安四年に至り、一帖は、建久九年より承久三年に至れり、この外寫本も多く、享祿、天文等の奥書あるものあり。後年まで連續したるもの少かりしが、明治三十七年、諸本を校定して國史大系に收めたるは、明治元年まであり。但し處々缺けて、完備せざるは惜むべし。



公卿補任 (藏所氏系爲泉冷爵伯)

辨官補任



辨官補任 (藏所庫文崎岩)

左右大中少辨の補任を書きたるものなり。群書類從に收めたるは、一條天皇寛弘七年より、後鳥羽天皇建久七年までなりしが、國書刊行會にて、同八年より、光格天皇享和二年までを、續々群書類從史傳部に收めて、世に出せり。されば、この書は、殆ど完備せるが如しと雖ども、寛弘六年以前の補任の世に傳はりたるものあらず。但し公卿補任の本文、或は頭書に引證したるものに、神護景雲二寶龜二、天應元、延曆十六、十七、十八、大同三、弘仁十三、天長四、承和二、三、四、五、等あり。

この書の古寫本は、岩崎文庫所藏(廣橋本)一巻あり。平安朝末期より、鎌倉時代初期に至る文書の紙背に書寫したるものにて、鎌倉時代の中期を下

らざるものなり。寛弘七年より、仁平二年に至れり。

少納言補任

この書、今傳はらず。通憲入道藏書目録に「合第九十七櫃、少納言補任一帖不見」とあるのみ。

職事補任

岩崎文庫以下の諸本、この書を載せざるもの多し。後の追記ならんか。

藏人頭、及び五位藏人の補任をのせたものなり。御代毎に項をたてたるものにて、群書類従に收めたり。嵯峨天皇より、後奈良天皇に至れり。

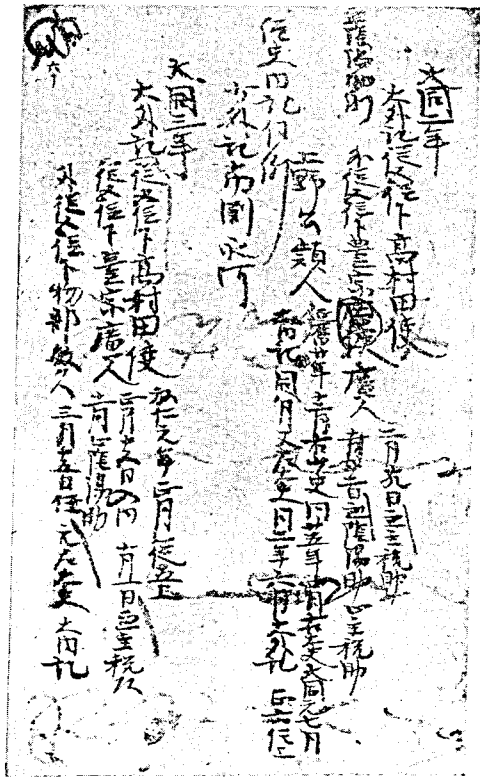
外記補任

大少外記の補任なり。今傳はりたるは二卷あり。一卷は、天應元年より、寛弘六年に至り、一卷は、建治元年より、康暦二年に至れり。もとは、寛弘建治の中間に、二卷ありしものならん。

卷一奥書に、文安丁卯林鐘上旬、請局務御本書寫也、翌日校了、校了、以堀川學士本重校了、隼人正校之、又以官務本校了、

(花押)

永和三七卅、



外記補任 (藏所氏爲利田前爵侯)

とあり。これによれば、康暦は、追記なるが如し。また卷二は、卷首に、大外記正五位上例以下の諸例をのせ、その中に、中原英隆の應永廿四年卒せし事をのせたり。

この書は、前田侯爵家の所藏にて、明治三十七年、これを續群書類従補任部に收めて刊

行したり。

史補任

大政官の左右辨官に隸したる左右大史、左右少史の補任を記したるものなり。これも今傳はらざれば詳ならず。

史補任

八省補任

中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省の卿、大少輔、大少丞、大少録等の補任なり。今傳はらず。

侍從補任

中務省侍從の補任なり。この書も今亡佚せり。

内記補任

中務省に於ける内記局の大少内記等の補任なり。この書も今傳はらず。

監物補任

中務省の大少監物の補任なり。これも今傳はらず。

后宮補任

中宮職の大夫、亮、大少進、大少屬等の補任なり。太皇太后宮職、皇太后宮職、皇后宮職を併記したるものなるべし。この書も今亡佚せり。

諸寮補任

諸寮は、大寶令以後、時々官制の改正によりて、分合廢置一ならざりしが、弘仁以降に至りて、大凡定まれり。即ち大舍人、圖書、縫殿、内藏、陰陽、内匠以上中務省、大學、式部省、主計、主税以上民務省、雅樂、玄蕃、諸陵以上治部省、木工、大炊、曲藥、掃部以上宮内省、齋宮寮、左右馬寮、兵庫等の諸寮なり。この書は、諸寮の頭、助、大少允、大少屬等の補任を記したるものなり。これも今傳はらず。

諸司補任

諸司も、平安朝に至りて定まりたるは、隼人兵部省、囚獄刑部省、織部司大藏省、正親、内膳、造酒、采女、主水、以上宮内省、東西市等にして、この書は、その職員なる正、佑、大少令史等の補任を記したるものなれど、今世に傳はらず。古書に引載したるものも見えず。

判事補任

諸寮補任 諸司補任 判事補任

刑部省に屬せる大中小判事の補任なり。これも今傳はらず。

彈正補任

彈正臺の尹、及び大小弼大少忠、大少疏等の補任なり。この書も今亡佚せり。

諸職補任

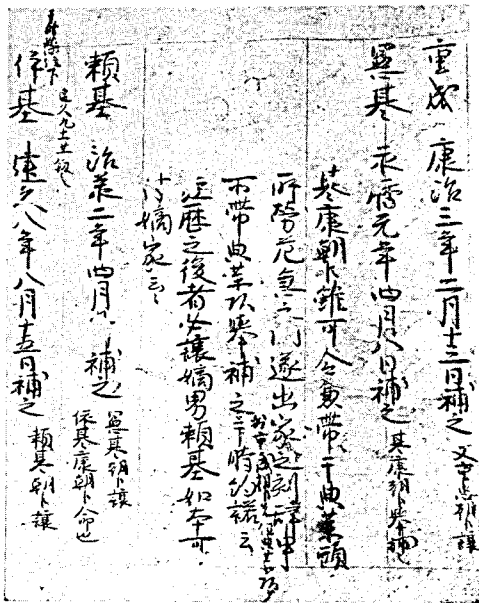
諸職も、平安朝以後定まりたるは、中宮職中務省、大膳宮内省、左右京職、修理職等にして、その職員なる大夫、亮、大少進、大少屬などの補任なり。但し中宮職は、上にのせたる后宮補任あれど、この中にも收めたるにや。今傳はらざれば明ならず。

春宮坊補任

東宮傳、東宮學士、春宮大夫、亮、大少進、大少屬、及び舍人、主膳の三監主殿、主馬の二署、藏人所等の補任なり。柳原家の藏本にて、續群書類從補任部に加へたるもの一卷あり。春宮坊官補任と題して、醍醐天皇東宮の御時より、崇光天皇の東宮直仁親王に至れり。

諸使補任

岩崎文庫本、内閣一本、前田一本、諸司補任に作り、神宮文庫一本、内閣一本、この書を載せず。



施藥院使補任 (前爵利田爲所藏)

諸使は多く臨時の職にて、勘解由使、修理宮城使、造寺使、防鴨河使、施藥院使等にて、その職員、長官、次官、判官等の補任なり。但し賀茂齋院司、鑄錢司は司なれど、職員は使と同じきを以て、この書に收めたるにや。

この書の中、今傳はりたるは、施藥院使補任のみ、前田侯爵家所藏の古寫本一卷あり。卷首缺けて、康治三年以下、文保二年三月に補せられたる忠守に至り、正中二年長朝以下は書

き繼にて、貞治二年篤直に至れり。

檢非違使補任

諸使補任 檢非違使補任

右近衛督 延永三年
 左近衛督 延永三年
 右兵衛督 延永三年
 左兵衛督 延永三年
 右衛門督 延永三年
 左衛門督 延永三年
 右少輔 延永三年
 左少輔 延永三年
 右中納言 延永三年
 左中納言 延永三年
 右大進 延永三年
 左大進 延永三年
 右少進 延永三年
 左少進 延永三年
 右少輔 延永三年
 左少輔 延永三年
 右中納言 延永三年
 左中納言 延永三年
 右大進 延永三年
 左大進 延永三年
 右少進 延永三年
 左少進 延永三年

(藏所所纂編料史) 任補使違非檢

檢非違使廳の別當、佐、大少尉、大少志、府生の補任を年
 年に別ちて、記したるものなり。通憲入道藏書目録に、「一
 合第九十七櫃、檢非違使補任三帖、同補任五局不見、」とあ
 りて、續群書類從に收めたるもの一卷あり。寶治二年よ
 り文永四年に至れり。但し寶治二年は志闕けたり。
 この書の古寫本の世に傳はりたるは、史料編纂所所藏
 のもの最も古く、同本は建長元年より、文永四年に至り、
 鎌倉時代中期の古文書の紙背に記したり。但し建長元年
 は、卷首缺け、少尉の末よりあり。また中間にも、建長三
 年の尉の大部分及び志、府生と、建長四年の別當、及び佐
 の始缺けたり。蓋しもとは、檢非違使廳創設以來數卷あ
 りしが、缺逸して、この一卷も、鎌倉時代初期の頃よりの
 ものなるべし。

諸衛補任

大寶令の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五衛あり。後中衛、外衛等を置かれしが、平安朝以後は

時中 延永三年
 道頼 延永三年
 伊勢 延永三年
 實資 延永三年
 不任 延永三年
 新信 延永三年
 源平 延永三年
 頼宗 延永三年
 宣成 延永三年
 行通 延永三年

(藏所所纂編料史) 任補督門衛

左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六衛となれり。そ
 の職員には、近衛は大中少將、將監、將曹等あり。
 衛門、兵衛は督、佐、大少尉、大少志等あり。
 この書の中、近衛、兵衛の補任は亡逸し、衛門督
 補任二卷、世に傳はれり。一卷は、伯爵勸修寺經雄
 氏の藏本にて、左右衛門督補任と題せり。左衛門督
 の部は、卷首缺けて、貞觀十四年に任せられたる音
 人より、正中元年に任せられたる師賢までを記し、
 而して別筆にて、同二年に任せられたる公泰、及び
 實世、通冬の名を列記したり。次に「右衛門督次第」
 として、承和三年に任せられたる清蔭までを記し
 たり。一卷は、史料編纂所の所藏にして、檢非違使
 別當補任と題せり。されど、内容は右衛門督の補任

にして、正曆二年任せられたる時中より、正中二年に任せられたる冬方に至れり。この二卷は、いづれ

も同筆にて、元徳二年の假名暦の裏面に記したり。且つ左衛門督の終、及び右衛門督の卷末には、並に俊一、定一と記したるところあり。蓋し俊定、定資の父子にて、定資の子勸修寺經顯の寫したるものなるべく、二卷とも、勸修寺家にて襲藏したるものならん。但し清蔭より時中まで亡逸したるもの、如し。

受領補任

國司の補任なり。これも今傳はらず。この書は、通憲入道藏書目錄に、「一合第九十七櫃、受領補任十帖、但見在二帖、東海、道、西海道不見、とあれば、諸道に別ちたるものなるが如く、その頃、既に東海、西海道のもの、散逸せしなり。この書を古書に引きたるは、公卿補任天平九年より、延暦五年までの間に、大和、攝津、伊勢、參河、上總、常陸、下野、丹波、美作、備中守等の守を任じたる事をのせたり。この外、顯昭古今集註に、「和銅六年割備前國、始稱美作之由、見受領補任、」と見え、尊卑分脈、南家眞作流元卓の下に、「受領補任相摸守云々如何、」と記し、同書魚名流、濟家の下にも見えたり。

藏人補任

藏人所の別當以下、非藏人に至るまでの補任を記せり。通憲入道藏書目錄に、「藏人補任一帖」と見え、群書類從に收めたるは、嘉祿元年より弘安に至れり。また續群書類從に收めたるは、延喜十六年より、

同廿二年に至りたるもの一卷あり。但し同書には、別當を擧げず、藏人を五位、六位に別たざれば、群書類從に收めたるものとは、その體同じからず。蓋し別種のものなるべし。また公卿補任に、天長五年、貞觀十四年の藏人補任を引き、古今和歌集目錄藤原菅根の下に、この書を引き、菅根の事歴をのせたり。

僧綱補任

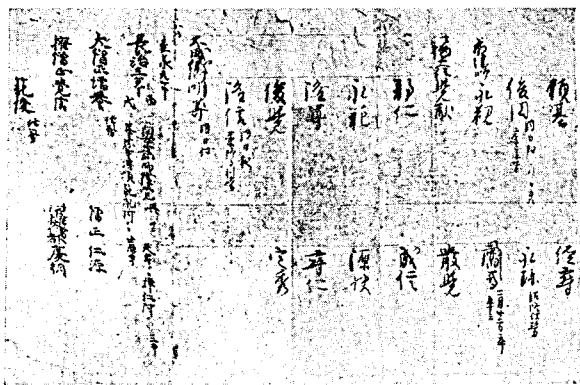
僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋の僧官位の補任をかきたるものなり。今世に傳はりたるものに三種あり。

一 六冊にて、卷一に、僧綱補任歴と記し、「推古天皇即位卅二年、甲始被下僧綱宣旨、」とありて、卷六康治元年に至れり。古文書の紙背に記したるものにて、中に平清盛の書あり。興福寺の所藏にて、明治四十三年、國寶に指定せられたり。

二 一冊にて、卷首缺け、持統天皇より延暦九年「傳教大師蒙渡海宣旨」までを記し、永萬元年十月、惠珍の奥書あり。彰考館本にて、高島勘兵衛本によりて、寫したるよし見えたり。これを前掲の六冊本と對照するに、同じきところもあれど、別本なる事は言ふを俟たず。これを群書類從に收めたる僧綱補任抄出と題したる二卷本と比較するに、多少の異同はあれど、同一のものにして、一は第一卷を存し、一は抄略したるものなる事を知るを得たり。この抄出本は、六條天皇までにて、同天皇を新院と記し

たれば、蓋し次の高倉天皇の御代になりしものなる事明なり。且つ

卷首に、東大寺東南院經藏本十二卷、忠琛僧都撰粗見之、次處々抄出了、更不可及外見者也、深賢記



(藏所寺福興) 任 補 綱 僧

と記せり。これによれば、忠琛僧都の撰にして、十二卷ありしものなり。忠琛は、左少將源顯國の子にして、大安寺の學僧となり、仁安二年僧都となり、嘉應元年東南院に移り、尋いで入滅したる事、本朝高僧傳に見え、尊卑分脈には、顯國の子惠珙として、「少僧都、大安寺別當、東南院、」とありて、彰考館本に惠珙とあるにあへり。忠惠の文字、草體にて相似たれば。何れか誤りたるものならん。且つ彰考館本の中に、永萬元年の奥書あると、抄出本に永萬元年を終とせるとを合せ考ふるに、蓋し高倉天皇の御代の始になりしもの如し。抄出したるものにも、國史、維摩會緣起、扶桑記、重明親王記等を引證したれば、完備したらんには、參考に資すべき史料も尠からざるへし。

三 二冊あり。縦横の罫引に、僧正、僧都等の欄を設けて記入したり。卷一は、安和二年より、長元八年に至り、卷二は、嘉承二年より、保延四年に至れり。安和以前、及び長元九年より、嘉承元年に至る七十

一年缺けたり。蓋しもとは、後一條天皇より堀河天皇までを一巻に收めたりしものならん。この書は、鳥羽天皇を新院とし、崇徳天皇を今上として、朱書にて、新院太子と註せり。これによれば、崇徳天皇の御代になりたるものなり。こは水戸彰考館所藏にて、紙背にも記入したるところあり。

この書の事は、台記久安二年五月廿一日の條に、「又僧綱補任一卷、持參之、良源僧正不逢一條院御時事見此補任、」と見え、東大寺要錄卷二裏書、及び尊卑分脈、南家貞嗣流慶圓のところ引きたるものあり。

任公卿雜例 大外記師季抄

公卿を任するについての例どもを擧げたるものなるべし。今傳はらず。師季は、大外記中原師元の曾孫にて、師綱の子なり。

任官雜例 大外記師重抄

群書類從本、及びその外二三本には、師季としたり。

この書も、今傳はらず。師重は、中原師尙の子にて、新抄の條(一〇五頁)に記せり。